

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高压ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号
不利益処分の種類	第一種製造者の製造施設・方法の技術基準適合命令	根拠条項	第11条第3項
処分基準	<p>法第8条第1号又は第2号の技術上の基準に適合していないとき</p> <p>一般高压ガス保安規則第5条の技術上の基準に適合していないとき 液化石油ガス保安規則第5条の技術上の基準に適合していないとき コンビナート等保安規則第4条の技術上の基準に適合していないとき 冷凍保安規則第6条の技術上の基準に適合していないとき</p>		
	対応区分 1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 危機管理防災課	交付機関 危機管理防災課